社 長 のためのお勉 強

平成 29 年 8 月 1 日 〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4 株式会社堀口オフィス TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税の軽減税率制度

平成 31 年 10 月 1 日の消費税率の引上げと同時に、「軽減税率制度」が実施されます。

① 税率

- ·標準税率 10% (消費税 7.8%、地方消費税 2.2%)
- · 軽減税率 8% (消費税 6.24%、地方消費税 1.76%)

② 軽減税率の対象となる品目

- ・酒類、外食、ケータリング等を除く飲食料品
- (例) ハンバーガー店 …「店内飲食 10%」、「テイクアウト 8%」 おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外が一体となっているも のは1万円以下(税抜)で食品価額の占める割合が3分の2以上の 場合に限り全体が軽減税率の対象となります。
- ・週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づくもの

軽減税率制度は、飲食料品を取り扱う卸売業・小売業・飲食業だけでなく全 ての事業者に影響があります。対象品目を扱わない業種であっても会議費(来 客用茶菓子)や交際費(贈答用食品)として飲食料品を購入する場合には区分 して経理を行う必要があります。



